

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2007年2月18日（月） 定例研究会（特別研究「中国大都市の構造改編と生活変容」）

テーマ： 中華圏の高齢者福祉と介護

報告者： 沈 潔（浦和大学教授）

時 間： 午後4時～6時

場 所： 社会科学研究所（生田図書館分館5階）

参加者： 10名

報告内容概略：

沈潔氏編著『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾—』（ミネルヴァ書房、2007）の編者ご本人により、書名と同タイトルの報告がパワーポイントを使い行われた。報告・質疑の概要は以下の通り。ただし今回の報告では中華圏のうち、中国に焦点を置いて報告された。

まず、中国における少子高齢化の特徴として、①加速する高齢少子化、②家族扶養機能の低下、③農村部の高齢化が都市部より高い点、④高齢者分布の地域格差、⑤要介護高齢者の増加が示された。

2020年には高齢者人口は2.5億人に、80歳以上の高齢者は高齢者人口の12.4%に達するという。また、2020年代以降、高齢者は毎年620万人増加して「人口減少社会」に突入する。2030年まで高齢者人口2.7億人、0～14歳の少年人口と相同。2050年には高齢者人口は4億人を超え、高齢化率は30%に達する。わが国とは桁の異なる規模の高齢者人口だ。

家族扶養機能低下については、「空巣家庭率」という概念が紹介された。「空巣」とは子どもが独立して出て行った後の単身・老身世帯を意味するが、これが2000年には30%のところ、2030年には90%と予測されている。

高齢者分布の地域格差については、高齢化率は「東が高くて西が低く」、経済発展水準と共に通傾向を持つ。1979年に上海が高齢化社会に突入した。しかし一方で、チベット、甘肃省などは2012年によくやく高齢化社会に到達されると予測されている。日本では過疎化の進む地方・農村ほど高齢化率が高いが、中国では農村ほど高齢化率の高まりは遅い。

要介護高齢者の増加については、その数、スピードの紹介に合わせて、認知症の問題が指摘された。認知症（中国では「痴呆症」と呼称）人口は約6%、650万人を超えており、特に、85歳以上の高齢者の発病率は高く、3人に1人が認知症にかかっている。予測では、今世紀の半ばまでに認知症患者は5,313万人まで増え、世界の認知症高齢者の5分の1を占め、認知症人口の最も多い国になる。また、認知症高齢者分布に関しては、農村地域が都市部より高く、北方地域が南方より高く、女性が男性より高いと言う特徴が見られる。そして認知症高齢者の9割は在宅で家族による介護を受けている。

こうした趨勢を把握した上で、全国基本養老保険基金、城・郷年金制度の統合化、施設

介護のシステム（通所施設である高齢者福祉センター、託老所、リハビリステーション、老人の家など）が紹介された。2005年までに登録された高齢者施設は3.8万軒、ベッド数は120.5万床だが高齢者のベッド占有率は8.6%にとどまる。先進諸国の高齢者ベット率は5%前後であるのと比較すると中国は極めて低い。

コミュニティにおける介護福祉サービス提供の拠点整備（「星光計画」プロジェクト（2001））は、高齢者の在宅生活を支えるシステムである。2001から2004年までの3年間に都市及び農村部において合計32,490カ所の介護福祉サービス供給センターを建設した。また、人材の問題も深刻である。各国の社会福祉専門職者が総人口に占める比率は、アメリカが0.2%、日本が0.5%、カナダが0.22%、香港が0.17%などであるが、中国は0.1%足らずである。2006年7月、国家人事部、民政部は、「社会工作者職業水準評価暫行規定」、「社会福祉師職業水準試験実施方法」を公布して国家資格の導入を図った。そして助理社会福祉師（学士クラス）、社会福祉師（修士クラス）、高級社会福祉師（博士クラス）の3つのランクを規定して人材育成に乗り出した。

最後にそれらを賄う財源であるが、2000年9月、社会保障基金の管理機関である「全国社会保障基金理事会」が設立され、三階建てチリ方式等を参考にシステムが構築されてきた。沈氏の論考では、中国が日本に学ぶ点として、高度成長期に農村を含む全国をカバーする社会保障制度を（財政的な好条件の備わっているうちに）国の主導によって強制加入という形で作りあげることがあげられていたが、この点に関しフロアからは、人口移動が制限されている（農村における戸籍の固定）状況ではそれは不可能なのではないかと疑問が呈された。

参考資料

- PPT「中国の高齢少子化が与える持続成長社会への影響－社会保障制度の課題と対応策」
- 沈潔「中国社会保障改革の新たな転換点：城・郷社会保障の統合化へ」『週間社会保障』No.2469、2008.2.18
- 沈潔編著『中華圏の高齢者福祉と介護－中国・香港・台湾－』ミネルヴァ書房、2007

記：専修大学文学部・大矢根淳

2008年3月1日(土) 定例研究会報告

テーマ： 派兵恒久法とミサイル防衛を考える

報告者： 半田 滋（ジャーナリスト、東京新聞編集委員・社会部記者）

コメンテーター：飯島 滋明（名古屋学院大学専任講師）

司会： 内藤 光博（本学法学部）

共催： 社研グループ研究助成「国際的人権保障の現状と課題」

時間： 14:00～17:00

場所： 神田校舎1号館8A会議室

報告内容概略：

半田滋氏は、派兵恒久法案の議論とミサイル防衛論について、自衛隊の役割の変遷を歴史的にたどりつつ、次のような報告を行った。

自衛隊の発足は、1950年の朝鮮戦争をきっかけに、ロシアの南進を食い止めるため極東における反共政策の手段としての役割を担って発足した。その後、自衛隊は、東西冷戦構造の崩壊まで、日米安保体制の下、増強が続けられたが、憲法9条の歯止めにより、その役割をもっぱら専守防衛に徹することとともに、海外派兵は抑制され続けた。

東西冷戦の終結は、自衛隊にとって大きな節目となった。アメリカは、冷戦により封じ込められてきた民族対立や宗教対立が表面化したため、世界の警察としての役割に関心を移していく、日本の防衛力増強に対する関心をなくしていった。日本政府は、こうしたアメリカの世界戦略の変化に不安をもち、90年代以降、国際貢献論を持ち出し、湾岸戦争における資金の調達と掃海艇派遣、PKO協力法制定により自衛隊の海外派兵を実現させていった。

しかし、政府は自衛隊を海外に派兵したとしても、憲法9条の桎梏により武器使用が困難になるため、徐々に武器使用の制限に関する憲法解釈を緩めていくとともに、テロ特措法によるインド洋における給油活動、イラク特措法に基づく自衛隊の派遣と、憲法の平和主義を換骨奪胎していった。現在問題となっている自衛隊派兵恒久法が成立すれば、憲法の平和主義を完全に葬り去ることになるし、ミサイル防衛も、アメリカの意思のもとで行われる戦略であり、日本の防衛政策として行われるものではないと主張した。

飯島氏は、半田氏の報告に関連し、派兵恒久法は「戦争参加法」であること、ミサイル防衛論は、国民を守るものではなく、アメリカや権力者、軍隊を防衛する目的を持ち、集団的自衛権の行使であるとともに、日米安保条約にも違反すると指摘した

以上の報告に基づき、派兵恒久法案とミサイル防衛の問題点、防衛省の問題点について、質疑応答がなされ、活発な議論が行われた。

記：専修大学法学部・内藤光博

2008年3月5日(水) 定例研究会報告

テーマ： 通貨危機後のタイにおける経済・社会の展開

Thailand's Economic/Social Development after Crisis

講 師： Ms. Ketsuda Supradit (タイ大使館経済財政部 公使参事官)

通 訳： 飯沼健子 (社研所員・経済)

時 間： 14時00分～16時00分

場 所： 神田校舎 772教室

参加人数：24名

本研究会は、2007年度社研春季合宿研究会（タイ）事前研究会として開催された。講師に在東京タイ大使館からエコノミストのケツダ参事官をお招きして、1997年タイにおける経済危機の経過と、そこからの脱却および現在の経済状況についてお話をうかがった。

まず1997年の通貨危機に端を発したタイにおける経済危機に関して、IMFの支援による改革から、特に金融構造改革を軸として、その他、付加価値税を下げるなどによる国内需要の喚起、各国とのFTA締結による輸出促進、あるいは民間セクターの改革などの対応を行ったこと、そして10年後の現在、危機の克服後、経済は順調に回復していることが報告された。その場合、構造改革にはまだ多くの課題があり、例えば、GDPに占める農業生産部門は9%であるが、就業者に占める農業・漁業従事者は33.8%であり、農業生産性の低さおよびそれと関連する都市と地方格差問題（“2 Tiers Society”）への対処が、地方への予算配分費増大などの形で行われていること、あるいは工業化による環境問題への対応などが指摘された。

最後に、2008年以降の景気判断として、世界経済の緩慢な下降、グローバルな金融市場の不安定、バーツの上昇による輸出の鈍化、石油価格高騰によるインフレ圧力、インフラのボトルネック、都市と農村の格差など諸困難を抱えながらも、タイの経済が4.5～5.5%での伸びるだろうと予想し、その点で楽観的にタイ経済の今後を観察している。

質疑では、失業問題に関して、日本では農村における潜在的失業者が、高度成長期に都市に吸収される形で解消されてきたが、タイでは今後の順調な経済成長で、同様に潜在的失業者（季節労働者も含む）は解消していくのかどうか、その見通しを尋ねる質問があった。これに対して、報告者は楽観的に解消されるだろうとの見通しだった。

その他、外資の積極的な導入によって、たとえば世界規模の流通業がタイに投資することによって伝統的な小売業は、競争にさらされるが、その場合、政府は静観するのかそれとも一定の保護策を探るのかという質問も出されていた。

記：専修大学経済学部・村上俊介